第 163 期 決 算 公 告

平成23年6月28日

山形県山形市旅篭町三丁目２番３号
株式会社　きらやか銀行
取締役頭取　栗　野　　学

貸借対照表　（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**33,023**	**預金**	**1,125,261**
現金	30,702	当座預金	26,087
預け金	2,320	普通預金	350,145
コールローン	**9,000**	貯蓄預金	2,274
商品有価証券	**223**	通知預金	4,914
商品国債	3	定期預金	722,867
商品地方債	220	定期積金	12,545
有価証券	**253,566**	その他の預金	6,424
国債	109,899	**譲渡性預金**	**8,150**
地方債	3,437	**借用金**	**1,600**
社債	71,192	借入金	1,600
株式	6,942	**外国為替**	**21**
その他の証券	62,094	売渡外国為替	8
貸出金	**891,950**	未払外国為替	12
割引手形	10,917	**社債**	**5,800**
手形貸付	51,625	**その他負債**	**4,680**
証書貸付	749,398	未決済為替借	243
当座貸越	80,008	未払法人税等	70
外国為替	**447**	未払費用	2,965
外国他店預け	444	前受収益	687
買入外国為替	0	従業員預り金	142
取立外国為替	3	給付補てん備金	35
その他資産	**7,002**	金融派生商品	2
未決済為替貸	131	資産除去債務	115
前払費用	3	その他の負債	417
未収収益	1,159	**退職給付引当金**	**3,501**
金融派生商品	1	**役員退職慰労引当金**	**111**
その他の資産	5,706	**睡眠預金払戻損失引当金**	**314**
有形固定資産	**17,448**	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,718**
建物	5,529	**支払承諾**	**7,761**
土地	11,141	**負債の部合計**	**1,159,920**
その他の有形固定資産	778	（純資産の部）	
無形固定資産	**1,529**	**資本金**	**17,700**
ソフトウェア	1,363	**資本剰余金**	**24,178**
その他の無形固定資産	166	資本準備金	15,641
繰延税金資産	**4,776**	その他資本剰余金	8,536
支払承諾見返	**7,761**	**利益剰余金**	**5,417**
貸倒引当金	**△ 16,205**	利益準備金	162
		その他利益剰余金	5,254
		繰越利益剰余金	5,254
		自己株式	**△ 1**
		株主資本合計	**47,294**
		その他有価証券評価差額金	**△ 493**
		土地再評価差額金	**3,803**
		評価・換算差額等合計	**3,310**
		純資産の部合計	**50,604**
資産の部合計	**1,210,524**	**負債及び純資産の部合計**	**1,210,524**

損益計算書

（平成22年 4月　1日から 平成23年 3月 31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**25,643**
資金運用収益	**21,861**	
貸出金利息	19,051	
有価証券利息配当金	2,742	
コールローン利息	29	
預け金利息	3	
金利スワップ受入利息	2	
その他の受入利息	32	
役務取引等収益	**2,784**	
受入為替手数料	990	
その他の役務収益	1,794	
その他業務収益	**505**	
外国為替売買益	16	
国債等債券売却益	478	
国債等債券償還益	9	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**492**	
株式等売却益	260	
その他の経常収益	232	
経常費用		**23,678**
資金調達費用	**2,497**	
預金利息	2,153	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息	0	
借用金利息	1	
社債利息	330	
金利スワップ支払利息	3	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,704**	
支払為替手数料	366	
その他の役務費用	1,337	
その他業務費用	**189**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	133	
国債等債券償還損	42	
国債等債券償却	12	
営業経費	**17,127**	
その他経常費用	**2,159**	
貸出金償却	618	
株式等売却損	301	
株式等償却	856	
その他の経常費用	381	
経常利益		**1,964**

（単位：百万円）

科目	金	額
特別利益		371
固定資産処分益	52	
貸倒引当金戻入益	24	
償却債権取立益	294	
特別損失		1,182
固定資産処分損	29	
減損損失	256	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	
貸倒引当金繰入額	806	
税引前当期純利益		1,153
法人税、住民税及び事業税	45	
法人税等調整額	△ 62	
法人税等合計		△ 17
当期純利益		1,170

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年～50年

その他　　3年～ 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．繰延資産の処理方法

株式交付費は、３年間の均等償却を行っております。

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。」に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,005百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法による費用処理又は発生年度において全額費用処理

数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについ

て、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。

また、キャッシュ･フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は､税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は３百万円減少し、税引前当期純利益は94百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式総額　1,030百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,749百万円、延滞債権額は45,043百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は453百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,186百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,433百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,917百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、50百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	14,442	百万円
その他	6	百万円

担保資産に対応する債務

預金	853	百万円
借用金	1,300	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券29,492百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は685百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,338百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが63,399百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　6,143百万円。

11．有形固定資産の減価償却累計額　17,959百万円

12．有形固定資産の圧縮記帳額　1,802百万円

13．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金300百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債 5,800百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 7,759百万円であります。
16. １株当たりの純資産額　234円62銭。
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　166百万円。
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輌については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得原価相当額	有形固定資産	1,753	百万円
	無形固定資産	1,065	百万円
	合　計	2,818	百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	1,273	百万円
	無形固定資産	842	百万円
	合　計	2,115	百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	479	百万円
	無形固定資産	223	百万円
	合　計	703	百万円
4. 未経過リース料期末残高相当額	１年内	450	百万円
	１年超	317	百万円
	合　計	767	百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	529	百万円
減価償却費相当額	465	百万円
支払利息相当額	44	百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
7. 利息相当額の算定方法
　リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額は、515百万円であります。
20. 関係会社に対する金銭債務総額は、969百万円であります。
21. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
　剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
　当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、136 百万円であります。
22. 銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）
　９.31％

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	42	百万円
役務取引等に係る収益総額	15	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	22	百万円
その他の取引に係る収益総額	―	百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0	百万円
役務取引等に係る費用総額	143	百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,161	百万円
その他の取引に係る費用総額	―	百万円

2．１株当たり当期純利益金額　６円 35 銭。

3．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　２円 90 銭。

4．当事業年度末において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	141
遊休	建物	山形県	22
遊休	土地	宮城県	77
遊休	建物	宮城県	13
遊休	土地	新潟県	1
合計			256

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属するグループ、エリアに属さないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

5．平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災による被災された融資取引先への影響を鑑み、貸倒引当金 806 百万円を特別損失として繰入しております。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	5,544	5,717	172
	その他	－	－	－
	小計	5,544	5,717	172
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,000	894	△ 105
	小計	1,000	894	△ 105
合計		6,544	6,611	66

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,013
関連法人等株式	17
合計	1,030

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	441	300	140
	債券	134,865	132,363	2,501
	国債	104,011	101,848	2,163
	地方債	2,072	2,049	23
	社債	28,781	28,465	315
	その他	36,180	35,583	596
	小計	171,486	168,248	3,238
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,406	5,735	△ 1,329
	債券	44,119	44,725	△ 606
	国債	5,887	5,995	△ 107
	地方債	1,365	1,398	△ 33
	社債	36,866	37,332	△ 465
	その他	24,914	26,710	△ 1,796
	小計	73,440	77,171	△ 3,731
合計		244,927	245,420	△ 493

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,064
その他	－
合計	1,064

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,673	260	301
債券	84,949	461	133
国債	49,088	195	52
地方債	4,096	4	30
社債	31,764	261	50
その他	14,991	294	2
合計	102,614	1,016	437

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時

価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は845百万円（うち、株式833百万円、その他12百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について期末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落している場合はすべて実施しており、30％以上50％未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	7,267	百万円
その他有価証券評価差額	199	
税務上の繰越欠損金	2,920	
退職給付引当金	1,416	
減価償却	245	
役員退職慰労引当金	44	
その他	2,062	
繰延税金資産小計	14,156	
評価性引当額	△ 9,372	
繰延税金資産合計	4,784	
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	8	
繰延税金負債合計	8	
繰延税金資産の純額	4,776	百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード㈱	100%(－)	債権被保証	被保証	△9,009	－	－
				支払保証料(注)	143	－	－

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、毎期交渉の上決定しております。また当事業年度末における債権被保証残高は101,227百万円であります。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	笹島　富二雄	0.01%	当行社外監査役金銭債権	融資取引(注1)	114	貸出金	150
	大久保　靖彦	0.03%	当行社外監査役債権被保証	被保証(注2)	△ 11	－	－

(注1) 融資取引については、弁理士業運転資金及び不動産購入資金として行った取引であり、取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 代表権を有している蔵王ロープウェイ(株)への貸出金50百万円について保証を行っております。取引条件は一般取引条件と同様に決定しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 株式会社仙台銀行との経営統合の延期について

当行と株式会社仙台銀行は、平成 22 年 10 月 26 日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成 23 年 10 月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと（以下、「本件経営統合」という。）を目指した協議を行ってまいりましたが、平成 23 年 4 月 11 日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

(1) 本件経営統合延期の理由

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました「東日本大震災」（以下、「大震災」という。）により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の大震災による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年 10 月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

(2) 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成 24 年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。

第 163 期 決 算 公 告

平成23年6月28日

山形県山形市旅篭町三丁目２番３号
株式会社　きらやか銀行
取締役頭取　　栗　野　　学

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	33,023	預金	1,124,660
コールローン及び買入手形	9,000	譲渡性預金	8,150
商品有価証券	223	借用金	1,600
有価証券	252,872	外国為替	21
貸出金	893,675	社債	5,800
外国為替	447	その他負債	5,965
その他資産	8,177	退職給付引当金	3,564
有形固定資産	17,457	役員退職慰労引当金	128
建物	5,526	利息返還損失引当金	5
土地	11,141	睡眠預金払戻損失引当金	314
リース資産	8	繰延税金負債	24
その他の有形固定資産	781	再評価に係る繰延税金負債	2,718
無形固定資産	1,542	支払承諾	7,761
ソフトウェア	1,373	負債の部合計	1,160,715
その他の無形固定資産	168	（純資産の部）	
繰延税金資産	5,138	資本金	17,700
支払承諾見返	7,761	資本剰余金	22,986
貸倒引当金	△ 17,853	利益剰余金	6,594
		自己株式	△ 1
		株主資本合計	47,279
		その他有価証券評価差額金	△ 473
		土地再評価差額金	3,803
		その他の包括利益累計額合計	3,329
		少数株主持分	141
		純資産の部合計	50,750
資産の部合計	1,211,466	負債及び純資産の部合計	1,211,466

連結損益計算書

（平成22年 4月　1日から　平成23年 3月 31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		26,428
資金運用収益	22,105	
貸出金利息	19,311	
有価証券利息配当金	2,726	
コールローン利息及び買入手形利息	29	
預け金利息	3	
その他の受入利息	34	
役務取引等収益	3,225	
その他業務収益	521	
その他経常収益	575	
経常費用		24,315
資金調達費用	2,503	
預金利息	2,152	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	1	
社債利息	330	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	1,760	
その他業務費用	189	
営業経費	17,465	
その他経常費用	2,397	
経常利益		2,112
特別利益		412
固定資産処分益	55	
貸倒引当金戻入益	62	
償却債権取立益	294	
特別損失		1,182
固定資産処分損	29	
減損損失	256	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	
貸倒引当金繰入額	806	
税金等調整前当期純利益		1,342
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	△ 43	
法人税等合計		25
少数株主損益調整前当期純利益		1,316
少数株主利益		2
当期純利益		1,314

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　３社

会社名

・きらやかカード株式会社

・きらやかキャピタル株式会社

・山形ビジネスサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等　　１社

会社名

・きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　２社

会社名

・株式会社東北バンキングシステムズ

・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　１社

会社名

・きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15 年 ～ 50 年

その他　　3 年 ～ 6 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,005百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。なお、当連結会計年度の賞与確定額は、その他負債に含めて計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、連結子会社の一部において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込み額が零であるため計上しておりません。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生連結会計年度において全額費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社において、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。

(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しており

ます。

(13) 受取保証料(役務取引等収益)の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料(役務取引等収益)については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ･フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(17) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年３月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年３月 31 日)を適用しております。

これにより、経常利益は３百万円減少し、税金等調整前当期純利益は94百万円減少しておりま

す。

（持分法に関する会計基準）

当連結会計年度から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年３月10日）を適用しております。

これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年９月21日）の適用により、前連結会計年度末まで区分掲記しておりました「負ののれん」は、当連結会計年度末において「その他負債」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第５号平成23年３月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）は 129 百万円であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,825百万円、延滞債権額は45,126百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は453百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,186百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,592百万円であります。

なお、上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,917百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、50百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	14,442	百万円
その他	6	百万円

担保資産に対応する債務

預金	853	百万円
借用金	1,300	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券29,492百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金権利金は685百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,415百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが69,430百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年3月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額

と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　6,143 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　17,988 百万円。

12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,802 百万円。

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金300百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債 5,800百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 7,759 百万円であります。

16. １株当たりの純資産額　234 円 66 銭。

17. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額166百万円。

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び車輌については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得原価相当額	有形固定資産	1,772	百万円
	無形固定資産	1,065	百万円
	合　計	2,838	百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	1,286	百万円
	無形固定資産	842	百万円
	合　計	2,128	百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	486	百万円
	無形固定資産	223	百万円
	合　計	709	百万円
4. 未経過リース料期末残高相当額	１年内	453	百万円
	１年超	322	百万円
	合　計	775	百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535	百万円
減価償却費相当額	470	百万円
支払利息相当額	45	百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 12,499 百万円
年金資産（時価）	6,900
未積立退職給付債務	△ 5,598
会計基準変更時差異の未処理額	1,416
未認識数理計算上の差異	3,809
未認識過去勤務債務（債務の減額）	3
連結貸借対照表計上額の純額	△ 369
前払年金費用	3,194
退職給付引当金	△ 3,564

20. 銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.35%

（連結損益計算書関係）

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 686 百万円及び株式等償却 858 百万円を含んでおります。

2. １株当たり当期純利益金額 7円 46 銭。

3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 3円 25 銭。

4. 当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失 （単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	141
遊休	建物	山形県	22
遊休	土地	宮城県	77
遊休	建物	宮城県	13
遊休	土地	新潟県	1
合計			256

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属するグループ、エリアに属さないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

5. 平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災による被災された融資取引先への影響を鑑み、貸倒引当金 806 百万円を特別損失として繰入しております。

6. 連結包括利益計算書を作成した場合における包括利益の額 △253 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、当行という）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、将来の為替・金利の変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結子会社では、クレジットカード業務、又は、ベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しているほか、一部の連結子会社ではベンチャーキャピタル業務として保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

預金にかかる金利リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理を採用しております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、繰延ヘッジによる通貨スワップ取引を行っております。外貨建金銭債権･債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）及び通貨関連取引（通貨スワップ等）であります。これらのうち時価評価を行うものについては、市場価格にもとづいて割引現在価値等により時価を算出しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図って

おります。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの3 部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部及び経営企画部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

(4) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、有価証券及び預金・貸出金の市場リスク量(VaR)の算定にあたっては、分散・共分散法(保有期間 40 日(政策投資株式は 240 日)、信頼区間 99%、観測期間 5 年間)を採用しております。

平成23年3月31日現在で当行の市場リスク量(VaR)は、全体で8,646百万円となっております。

なお、当行では、有価証券について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、平成22年度に実施したバックテスティングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数はなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	33,023	33,023	－
(2) コールローン及び買入手形	9,000	9,000	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,544	6,611	66
その他有価証券	245,050	245,050	－
(4) 貸出金	893,675		
貸倒引当金（※１）	△16,729		
	876,945	881,005	4,059
資産計	1,170,564	1,174,691	4,126
(1) 預金	1,124,660	1,125,981	1,320
(2) 譲渡性預金	8,150	8,151	1
(3) 社債	5,800	5,679	△120
負債計	1,138,610	1,139,811	1,201
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(0)	(0)	－

（※１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（※３）　「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。

資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目

「商品有価証券」及び「外国為替」

負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目

「借用金」、「外国為替」及び「支払承諾」

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,274百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は4,274百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が組込まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を

用いております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であります。これらの時価は、取引所取引については、東京証券取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※１）（※２）	1,137
② 非公募転換社債　（※３）	10
合　　計	1,148

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について25百万円減損処理を行なっております。

（※３）非公募転換社債については、市場価格がなく、転換権を行使した場合の非上場株式の時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	33,023	－	－	－	－	－
ｺｰﾙﾛｰﾝ及び買入手形	9,000	－	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	1,598	991	3,954	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	9,959	21,732	47,222	50,983	93,681	1,212
貸出金	229,921	167,210	113,851	75,904	102,977	203,809
合　計	283,503	189,933	165,028	126,887	196,659	205,021

（注４） 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金　（※）	970,875	123,231	30,554	－	－	－
譲渡性預金	8,150	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	5,800	－
合　計	979,025	123,231	30,554	－	5,800	－

（※） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1

2．満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	5,544	5,717	172
	その他	－	－	－
	小計	5,544	5,717	172
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,000	894	△ 105
	小計	1,000	894	△ 105
合計		6,544	6,611	66

3．その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	516	315	201
	債券	134,865	132,363	2,501
	国債	104,011	101,848	2,163
	地方債	2,072	2,049	23
	社債	28,781	28,465	315
	その他	36,180	35,583	596
	小計	171,561	168,262	3,299
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,406	5,735	△ 1,329
	債券	44,119	44,725	△ 606
	国債	5,887	5,995	△ 107
	地方債	1,365	1,398	△ 33
	社債	36,866	37,332	△ 465
	その他	24,962	26,759	△ 1,796
	小計	73,488	77,220	△ 3,732
合計		245,050	245,483	△ 433

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月１日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,673	260	301
債券	84,949	461	133
国債	49,088	195	52
地方債	4,096	4	30
社債	31,764	261	50
その他	14,996	295	2
合計	102,618	1,017	437

6．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、845百万円（うち、株式833百万円、その他12百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落している場合はすべて実施しており、30％以上50％未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（重要な後発事象）

1．株式会社仙台銀行との経営統合の延期について

当行と株式会社仙台銀行は、平成 22 年 10 月 26 日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成 23 年 10 月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと（以下、「本件経営統合」という。）を目指した協議を行ってまいりましたが、平成 23 年 4 月 11 日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

(1) 本件経営統合延期の理由

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました「東日本大震災」（以下、「大震災」という。）により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の大震災による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年 10 月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

(2) 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成 24 年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。